

FAQ ※適宜更新します。

Q1 感染防止のために、あらかじめマスク、消毒液等の衛生用品を購入した場合の購入費用は、本補助の対象となるか。

A1 なりません。感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点以降のかかり増し経費が補助対象となります。

Q2 かかり増し経費について、この制度の補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、本補助の対象となるか。

A2 他の補助金等の制度により補助等を受けている費用や障害福祉サービス等報酬で措置されているものについては、補助対象となりません。また、本補助金は、通常のサービス提供時等では想定されない経費に対する補助であるため、通常のサービス提供時に想定されるような費用、賃金等については対象となりません。

Q3 「その他利用者の居宅においてできる限りのサービス提供をした事業所」には、訪問による支援をせず、電話等による安否確認、相談援助 等のみを実施している事業所も含まれる（補助対象となる）のか

A3 利用者の居宅を訪問していない場合は、補助の対象である「かかり増し経費」には該当しません。

Q4 感染者が発生した事業所が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、補助対象となるか。

A4 対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後となります。

Q5 「職員に係る割増賃金・手当」とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A5 新型コロナウイルス感染症への対応がなければ発生しなかった手当等が対象となります。

Q6 申請手続について、添付書類「申請に係る経費の積算根拠を確認することができる書類」とはどういったものか。

A6 領収書、レシート、ネット販売の注文確定画面等、経費の支出が分かる書類であること。

Q7 同一事業所・施設において、複数回申請することはできるか。

A7 申請手続は法人で取りまとめて行うことになり、1法人 当たり1回 のみ の申請となります。